

オーストリア誓約（仮訳）

2014年12月8日、9日に核兵器の人的影響に関するウィーン会議の主催国および議長国として、オスロ、ナヤリット、ウィーンでの国際会議で発表された重要な事実と所見を踏まえて、オーストリアは、他の参加者を拘束することなく、自らの国家能力のみにおいて、先に読み上げられた議長統括を越えて下記を述べたい。提示された証拠を慎重に検討した結果、オーストリアは次の免れ得ない結論にたどりつき、NPT(核拡散防止条約)や、きたる2015年NPT再検討会議を含めた有効な議論の場において、関心を持つ関係者とこれらの議論を進めていくため、次の誓約を行う。

核兵器爆発・核実験の被害者が経験した受け入れがたい損害に留意し、被害者の権利とニーズは未だ十分に対応されていないことを認識し、

核兵器爆発の短期、中期、長期間の結果は、過去に理解されていたものよりも著しく深刻であり、また国境に拘束されることなく地域的あるいは地球的な影響を持ち、人類の存続を脅かすこともありうることを理解し、

核兵器爆発による体系的で潜在的に不可逆な健康、環境、インフラ、食糧安全、気候、開発、社会的結束とグローバル経済への影響の複雑性と相互関係を認識し、

核兵器爆発によるリスクは、過去に考えられていたよりも相当重大で、増え続ける拡散、核兵器を持つための技術的な敷居の低下、核保有国における核兵器備蓄の継続的な近代化、保有国の核政策において核兵器に与えられた役割とともに、確かに増大しているということ意識し、

受け入れがたい影響を伴う核兵器使用がもたらすリスクは、すべての核兵器が廃絶された場合にのみ、ようやく避けられうるという事実を認識し、

核兵器爆発の結果と、核兵器に関するリスクは全人類の安全を脅かし、全ての国家が核兵器のいかなる使用をも防ぐ責任を共有しているということを強調し、

核兵器爆発がもたらす影響の範囲、核兵器に関連するリスクは、核兵器の合法性にかかる議論を超える深い道徳的・倫理的な疑問を提起することを強調し、

人口集中地域における核兵器爆発に起因する人的被害と人的な損害に適切に対応する十分な国家的・国際的な対応能力は存在せず、そのような対応能力は将来的にも存在しないであろうことに留意し、

いかなる状況下においても核兵器を決して再び使用しないということは、まさしく人類の生存に関する利益のためであるということを確認し、

国際機関、関連する国連組織、赤十字・赤新月運動・選ばれし代表者たち、学界、市民社会は、「核なき世界」という共通の目標を前進させるために重大な役割を担っていることをくり返し表明し、

オーストリアは、過去のオスロ、ナヤリットでの会議を踏まえて形成されたウィーン会議の、事実に基づく議論、所見、説得力のある証拠は、核軍縮に関連する全ての討議、義務、誓約の核にあるべきであることから、特に 2015 年 NPT 再検討会議や国連の枠組みの中をはじめとする全ての関連会合で、これらを提示することは自身の責任であると捉え、よって誓約する。

オーストリアは、全ての人々のための人間の安全保障の原理を追求すること、そして核兵器に起因するリスクからの市民の保護を促進することを誓約する。

オーストリアは NPT のすべての締約国に、NPT 第 6 条で定められている既存の義務を、早急かつ完全な履行に対するコミットメントを新たにし、そしてこの目的を達成するために、核兵器の禁止と廃絶に向けた法的ギャップを埋めるための効果的な手段を特定し追及することを要求することとし、オーストリアはこの目標を達成するために、全ての関係者と協力することを誓約する。

オーストリアは全ての核保有国に対して、運用状態の核兵器の削減、核兵器の配備から備蓄への移行、軍事政策における核兵器の役割の縮小、全ての種類の核兵器の速やかな削減を含む、核兵器爆発のリスクを減少させるための具体的な経過措置をとるように求める。

オーストリアは、受け入れがたい人道的な影響と、それに関連するリスクに照らして、核兵器を非難し、禁止、廃絶するために、全ての関係者、国家、国際機関、国際赤十字・赤新月運動、国会議員、市民社会と協力することを誓約する。

平成 27 年 3 月
日本赤十字社国際部 仮訳